

静岡労働局 第14次労働災害 防止計画

令和5年3月
厚生労働省
静岡労働局

<目次>

はじめに.....	4
1 計画のねらい.....	4
(1) 計画が目指す社会.....	4
(2) 計画期間.....	5
(3) 計画の目標.....	5
ア アウトプット指標.....	6
イ アウトカム指標.....	8
(4) 計画の評価と見直し.....	10
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性.....	10
(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性.....	10
(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性.....	13
ア 死傷災害の発生状況.....	13
イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性.....	17
(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性.....	18
ア メンタルヘルス対策関連.....	18
イ 過重労働防止対策関係.....	19
ウ 産業保健活動関係.....	20
(4) 化学物質等による健康障害等の現状と対策の方向性.....	20
(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性.....	21
3 計画の重点事項.....	22
4 重点事項ごとの具体的取組.....	23
(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発.....	23
ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備.....	23
イ 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知.....	24
ウ 労働安全衛生における DX の推進.....	24
(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進.....	24
(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進.....	26
(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進.....	26
(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進.....	27
(6) 業種別の労働災害防止対策の推進.....	28
ア 陸上貨物運送事業対策.....	28
イ 建設業対策.....	28
ウ 製造業対策.....	29
エ 林業対策.....	30
(7) 労働者の健康確保対策の推進.....	31
ア メンタルヘルス対策.....	31
イ 過重労働対策.....	32
ウ 産業保健活動の推進.....	33

(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	33
ア 化学物質による健康障害防止対策	33
イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策.....	34
ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策.....	35
エ 電離放射線による健康障害防止対策.....	36

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958（昭和33）年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、近年の状況を見ると、全国的には、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）は減少しているものの、県内の死亡者数は建設業を中心に増加しており、労働災害による休業4日以上之死傷者の数（以下「死傷者数」という。）についても、ここ数年増加傾向にある。

また、労働災害発生率（死傷年千人率）（労働者1,000人当たり1年間に発生する死傷者数）が高い60歳以上の高年齢労働者が増加しているほか、外国人労働者の労働災害発生率も高い状況である。さらに、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

さらに、第13次労働災害防止計画推進期間中（2018（平成30）年度～2022（令和4）年度）、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となっている。

このような状況を踏まえ、静岡労働局では、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023（令和5）年度を初年度として、5年間にわたり、国（静岡労働局）、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「静岡労働局第14次労働災害防止計画」を、ここに策定する。

1 計画のねらい

（1）計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据えつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）（企業がビジネス環境の新しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること（経済産業省の定義から））の進展も踏まえ、労働者の理解、協力を得ながら、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末（身に着けて使えるコンピュータ端末）、VR（バーチャル・リアリティ）、AI（人工知能）なども活用を図るなど、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増している。労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保のさら更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

（参考）SDGs（持続可能な開発目標）8.8 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment.（移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。）

（２）計画期間

2023（令和５）年度から2027（令和９）年度までの５か年を計画期間とする。
なお、災害統計期間は、2023（令和５）年から2027（令和９）年までとする。

（３）計画の目標

国（静岡労働局）、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項を「アウトプット指標」として定め、静岡労働局は、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

なお、下線を付した目標は、管内の労働災害発生状況等を踏まえ、特に注視していく必要があるものである。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 転倒災害防止対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を 2027（令和 9）年までに 50%以上とする。
- ・ 卸売業・小売業 / 医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を 2027（令和 9）年までに 80%以上とする。
- ・ 社会福祉施設の介護・看護作業において、ノーリフトケア（介護職員の身体の負担軽減につながる介護技術や、介護福祉機器の導入等による、人力だけで持ち上げたり、抱えあげたりしない等の介護方法。以下同じ。）を導入している事業場の割合を 2023（令和 5）年と比較して 2027（令和 9）年までに増加させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を 2027（令和 9）年までに 50%以上とする。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2027（令和 9）年までに 50%以上とする。
- ・ 災害防止に関する標識、掲示、表示等について、図解や母国語を用いて理解を促す等により、安全の「見える化」等対策を行っている事業場の割合を 2027（令和 9）年までに 50%以上とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業（「道路貨物運送業」

及び「陸上貨物取扱業」をいう。以下同じ。)等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027(令和9)年までに45%以上とする。

- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027(令和9)年までに85%以上とする。
- ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止に関するリスクアセスメントに取り組む製造業の事業場の割合を2027(令和9)年までに60%以上とする。
- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(令和2年1月31日付け基発0131号第1号改正。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027(令和9)年までに50%以上とする。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・ 企業における年次有給休暇の取得率を2025(令和7)年までに70%以上とする。
- ・ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025(令和7)年までに15%以上とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027(令和9)年までに80%以上とする
- ・ 30人以上50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施事業場の割合を2023(令和5)年と比較して2027(令和9)年までに増加させる。
- ・ 50人以上の事業場におけるストレスチェック実施事業場数の割合を2027(令和9)年までに90%以上とする。
- ・ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027(令和9)年までに80%以上とする。

(産業保健サービスの例)

労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導

健康診断で所見が認められた者や要治療者など、治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が必要な者に対する指導、支援、相談

睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談

メンタルヘルス対策(ストレスチェックの実施、相談体制の整備、職場環境改善等)

高齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策

がんや脳卒中等の反復・継続して治療が必要となる疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援

女性の健康課題(更年期障害、月経関連の症状、疾病等)に対する配慮、支援
化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理

テレワークの増加等に伴う事業場以外で就業する者に対する相談対応等の健康管理支援 など

(カ) 化学物質等による健康障害等防止対策の推進

- ・ 労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示、安全データシート (Safety Data Sheet) (以下、「SDS」という。) の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS の交付を行っている事業場の割合を 2025 (令和 7) 年までにそれぞれ 80% 以上とする。
- ・ 労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 (令和 7) 年までに 80% 以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 (令和 9) 年までに 80% 以上とする。
- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数 (WBGT 値) を把握している事業場の割合を 2023 (令和 5) 年と比較して 2027 (令和 9) 年までに増加させる。

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項を「アウトカム指標」として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含めアウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証する。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を 2022 (令和 4) 年と比較して 2027 (令和 9) 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・ 転倒による平均休業見込日数を 2022 (令和 4 年) と比較して 2027 (令和 9) 年までに減少させる。
- ・ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 (令和 4) 年と比較して 2027 年 (令和 9) 年までに減少させる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2022 (令和 4) 年と比較して 2027 (令和 9) 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 外国人労働者の死傷年千人率を 2022(令和 4)年と比較して 2027(令和 9)年までに減少させる。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 陸上貨物運送事業の死傷者数を 2022 (令和 4) 年と比較して 2027 (令和 9) 年までに 5 %以上減少させる。
- ・ 建設業の死亡者数について、第 13 次労働災害防止計画期間中の合計数と比較して第 14 次労働災害防止計画期間中の合計数を 30 %以上減少させる。
- ・ 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を 2022(令和 4) 年と比較して 2027 (令和 9) 年までに 5 %以上減少させる。
- ・ 林業の死亡者数について、第 13 次労働災害防止計画期間中の合計数と比較して第 14 次労働災害防止計画期間中の合計数を 30 %以上減少させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・ 週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 (令和 7) 年までに 5 %以下とする。
- ・ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 (令和 9) 年までに 50 %未満とする。

(カ) 化学物質等による健康障害等防止対策の推進

- ・ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害 (有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数について、第 13 次労働災害防止計画期間中の合計数と比較して第 14 次労働災害防止計画期間中の合計数を 5 %以上減少させる。
- ・ 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率 を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

死亡災害については、2018 (平成 30) 年から 2022 (令和 4) 年までの 5 か年の合計と比較して 2023 (令和 5) 年から 2027 (令和 9) 年の 5 か年の合計件数は、5 %以上減少する。

死傷災害については、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いて、2021(令和3)年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022(令和4)年と比較して2027(令和9)年までに減少に転ずる。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、静岡労働局ホームページ上で公開するとともに、地方労働審議会の場において報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。

計画の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組が、どの程度アウトカム指標の達成に寄与しているかなどの評価も行うこととする。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

死亡災害については、静岡労働局管内では、2019(令和元)年に17人と初めて20人を切り過去最低となったが、翌年からは増加に転じ、24人、23人と推移の末、2022(令和4)年(令和5年1月末速報値)には30人と大幅に増加している。

そのうち、「業種別」では、2022(令和4)年(令和5年1月末速報値)では、建設業が12人と最も多く、全体の4割を占め、次いで、製造業の7人が続く。

第13次防期間の合計死亡者数(令和4年(令和5年1月末速報値))で見ると、建設業においては、43人となり、前5か年計画期間合計37人をも超える状況であり、2022(令和4)年の12人は、第13次防期間中の年別でも最多となった。

製造業においては、第13次防期間合計32人で、第13次防期間中は、2019(令和元)年の最小5人から最多7人の間で推移した。

林業においては、第13次防期間合計5人と前5か年計画期間合計3人を超えた。

「第13次防目標」については、全産業、重点業種とも5か年計画期間合計の比較で15%減少を目標にした。

全産業では127人(目標127人以下)と同数、製造業は32人(目標39人以下)で7人下回り達成したものの、建設業は43人(目標31人以下)と12人増加で未達成、林業も5人(目標3人以下)と2人増加で未達成となった。

「事故の型別」の死亡者数を見ると、第13次防期間合計では、建設業については「墜落・転落」が15人、製造業については「はさまれ・巻き込まれ」が12人と最多である。

林業については、「墜落・転落」2人、「転倒」1人、伐木等作業での「飛来・落下」1人、「崩壊・倒壊」1人となっている。

以上のように、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多くを占めており、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に、建設業においては、「墜落・転落」、製造業においては、機械等の「はさまれ・巻き込まれ」、林業では、「墜落・転落」や「伐木等作業」の安全対策について、特に重点を入れて、労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

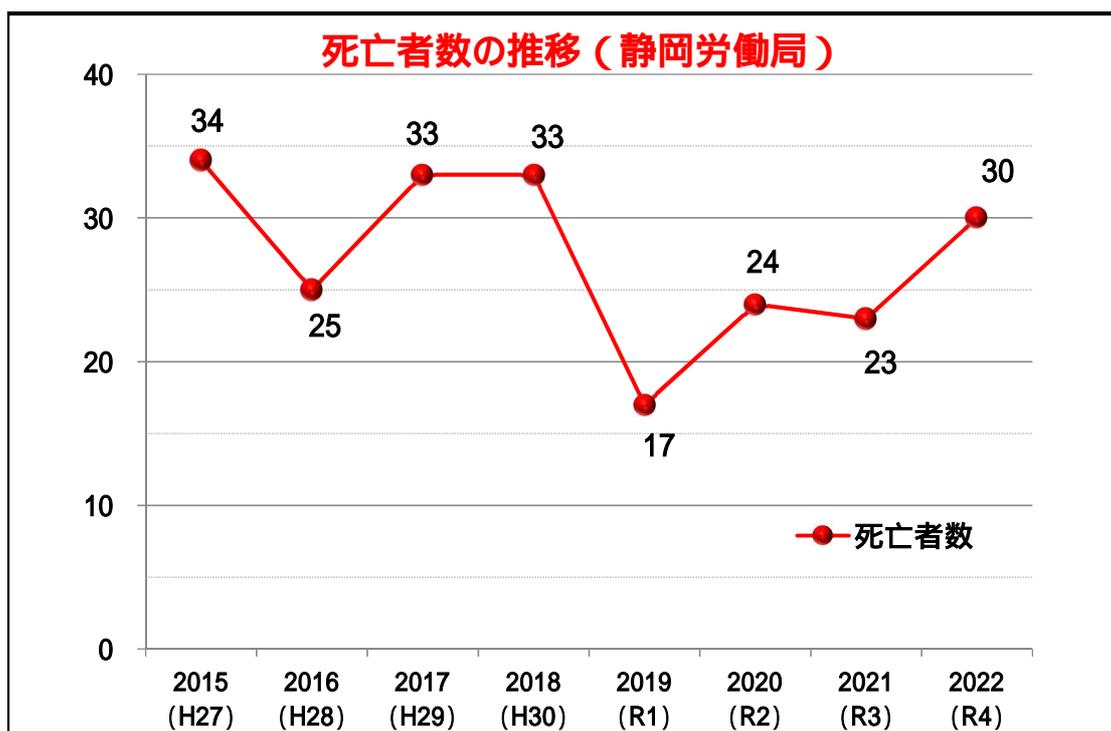


図1 資料出典：労働者死傷病報告

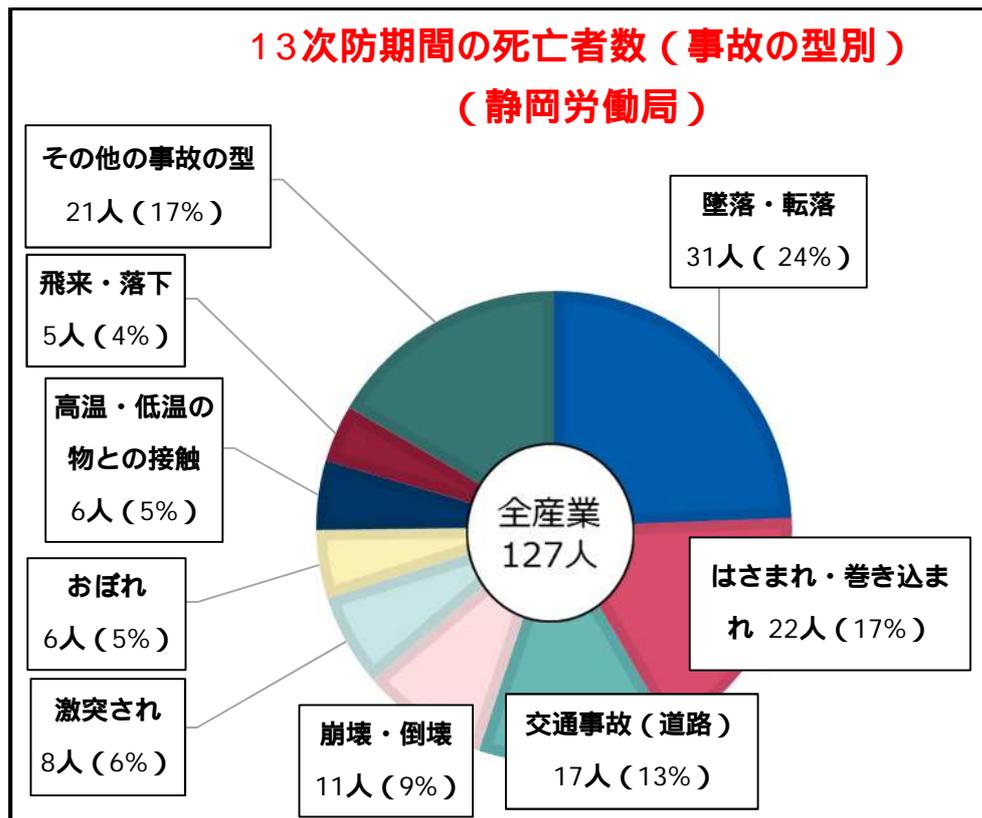


図2 資料出典：労働者死傷病報告

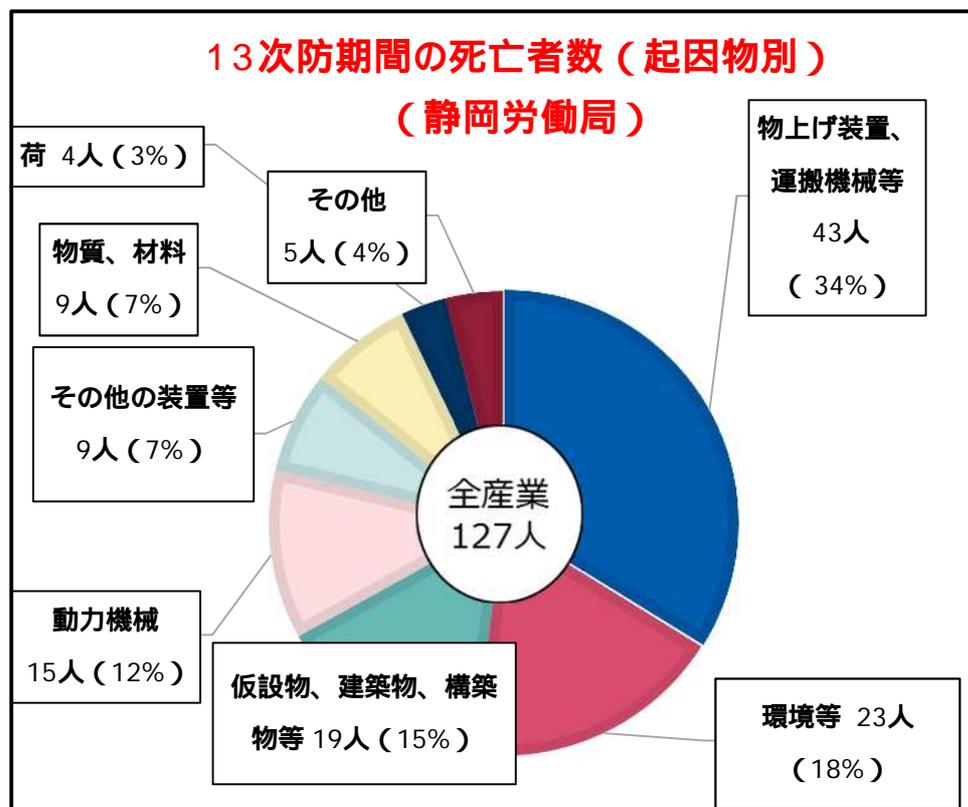


図3 資料出典：労働者死傷病報告

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

ア 死傷災害の発生状況

死傷災害については、全国同様、静岡労働局管内においても、第13次防期間中、増加の一途である。2020(令和2)年から始まった新型コロナウイルス感染症へのり患による影響もあるが、それを除いたとしても、死傷災害者数、千人率ともに増加傾向にある。

「第13次防目標」については、全産業は、第12次防最終年2018(平成29)年と第13次防最終年2022(令和4)年の比較で5%以上減少、重点業種は、2018(平成29)年の死傷件数に比べて減少を目標にした。

目標達成については(令和5年1月末速報値)、新型コロナウイルス感染症によるものを除き、全産業では、4,366人(目標3,976人以下)、陸上貨物運送事業(当局13次防は道路貨物運送業を重点)471人(目標453人以下)、小売業515人(目標413人以下)、社会福祉施設328人(目標250人以下)、飲食店136人(目標140人)と飲食店を除き目標は未達成となった。

「事故の型別」においては、新型コロナウイルス感染症によるものを除き、「転倒」が最多で、2018(平成30)年1,006人(全体の22.7%)、2019(令和元)年1,049人(同23.6%)、2020(令和2)年1,030人(同23.7%)、2021(令和3)年1,065人(同24.0%)と増加し、約4分の1を占めている。

死傷災害の事故の型別の2番目には、「墜落・転落」が多く、特に建設業で顕著である。

災害性腰痛等の「動作の反動、無理な動作」が、それに続き、2018(平成30)年530人(全体の12.0%)、2019(令和元)年586人(同13.2%)、2020(令和2)年583人(同12.4%)、2021(令和3)年630人(同14.2%)と転倒災害同様に、増加傾向にある。

「転倒」と災害性腰痛等の「動作の反動・無理な動作」といった労働者の作業行動に起因する労働災害(以下「行動災害」という。)については、特に労働者の高年齢化の影響もあり、年々増加傾向にあり、現状では、全体の約4割近くを占めるに至っている。

「行動災害」については、特に第三次産業の社会福祉施設、小売業等で顕著である。

死傷災害の4番目には、「はさまれ・巻き込まれ」が続き、特に製造業の機械災害、建設業の重機災害等で顕著である。

また、「外国人労働者」の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向であり、特に静岡県においては、県西部の製造業への派遣労働者を中心に、日系ブラジル人が最も多く就労している。

外国人労働者の年千人率も2021(令和3)年の全国3.31に対し、静岡県5.04と全国に比べ高くなっている。

これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

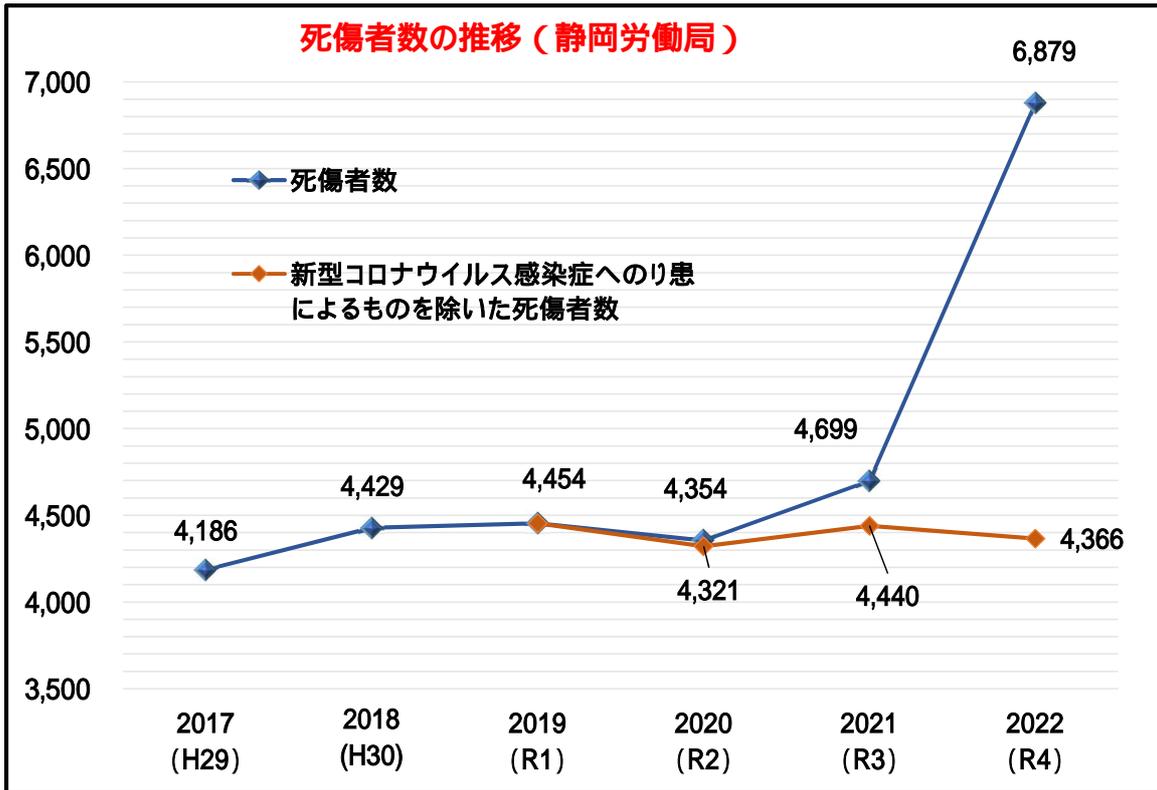


図4 資料出典：労働者死傷病報告（2022年は2023年1月末速報値まで）

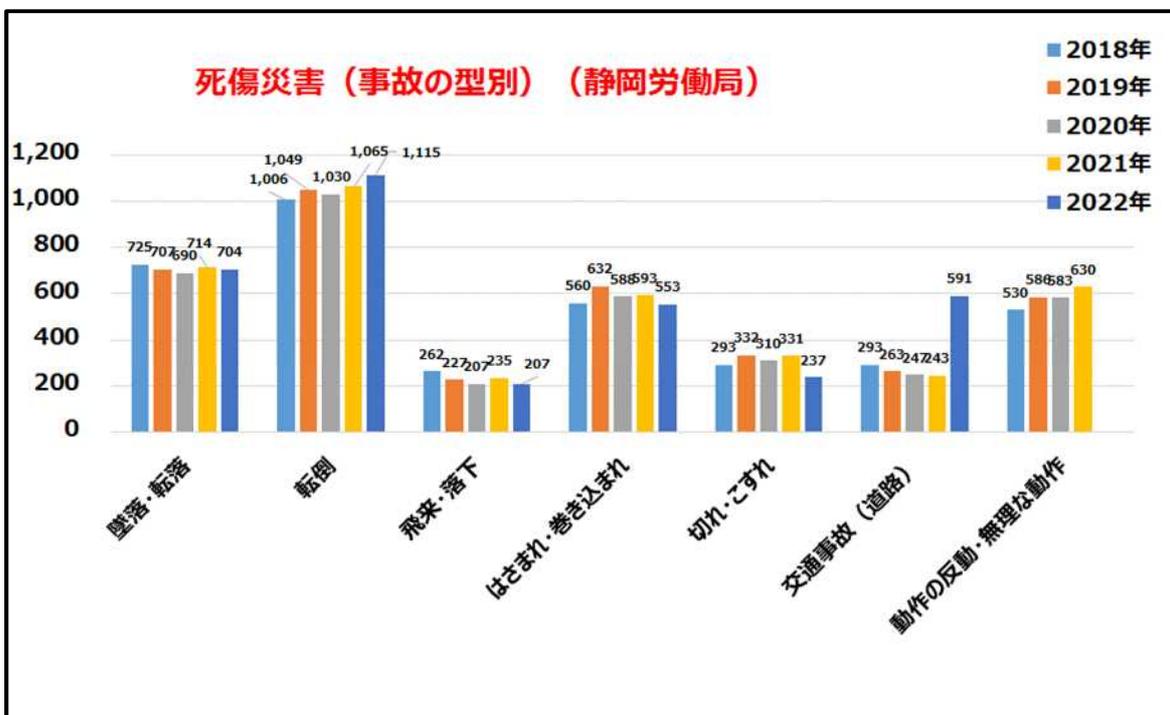


図5 資料出典：労働者死傷病報告（2022年は2023年1月末速報値まで）
（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。）

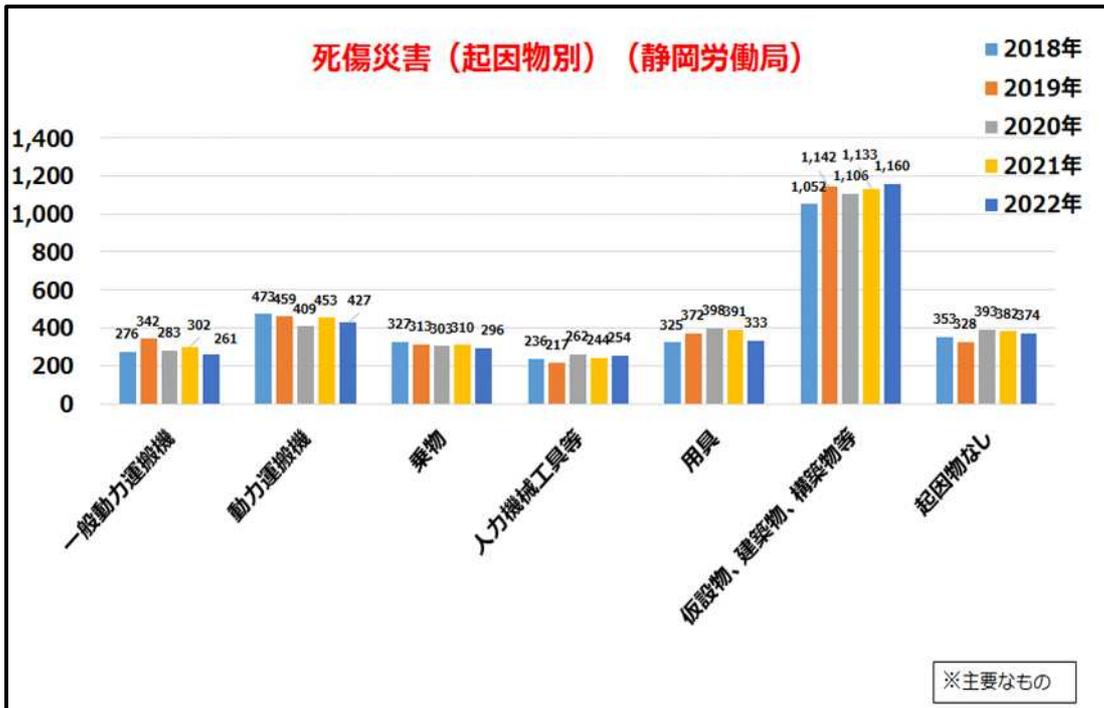


図6 資料出典：労働者死傷病報告（2022年は2023年1月末速報値まで）
（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。）

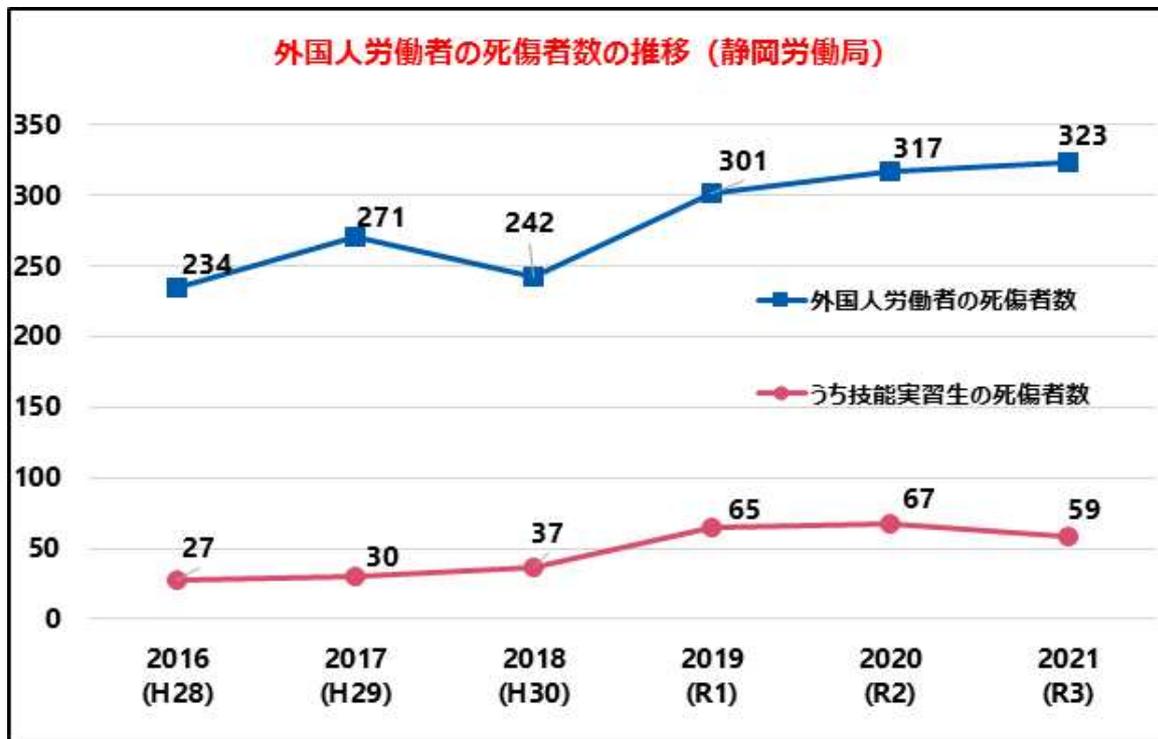


図7 資料出典：労働者死傷病報告
（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。）

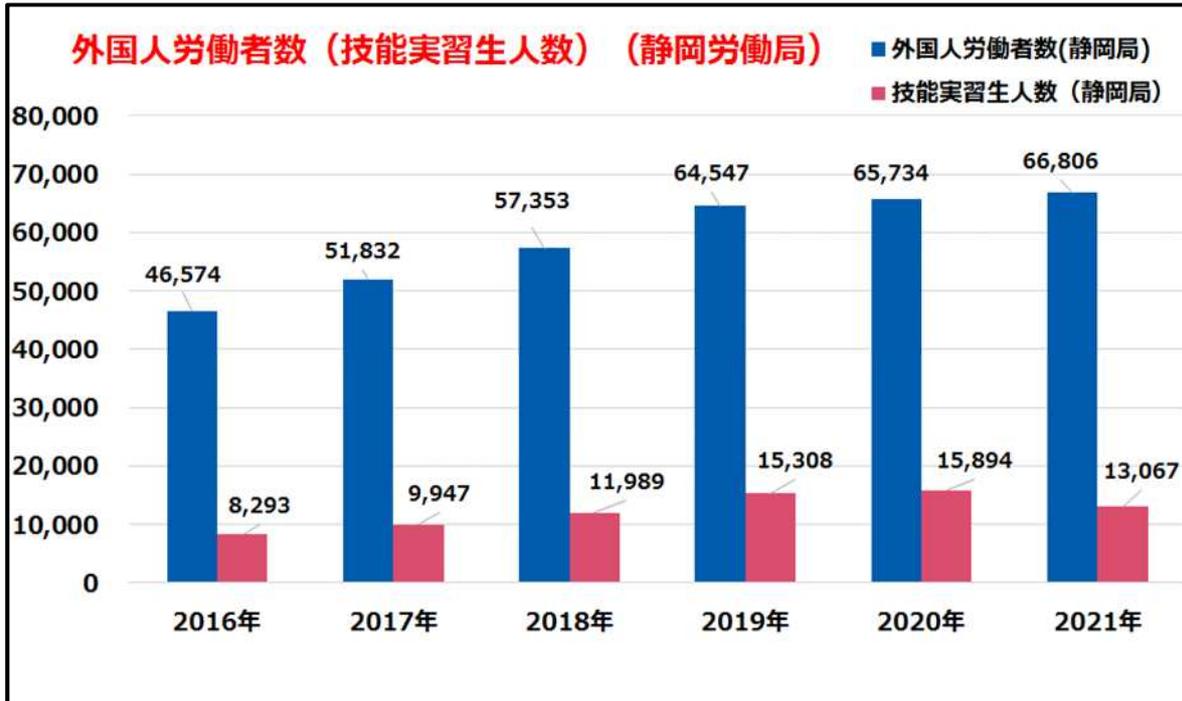


図8 資料出典：「外国人雇用状況」の届出まとめ

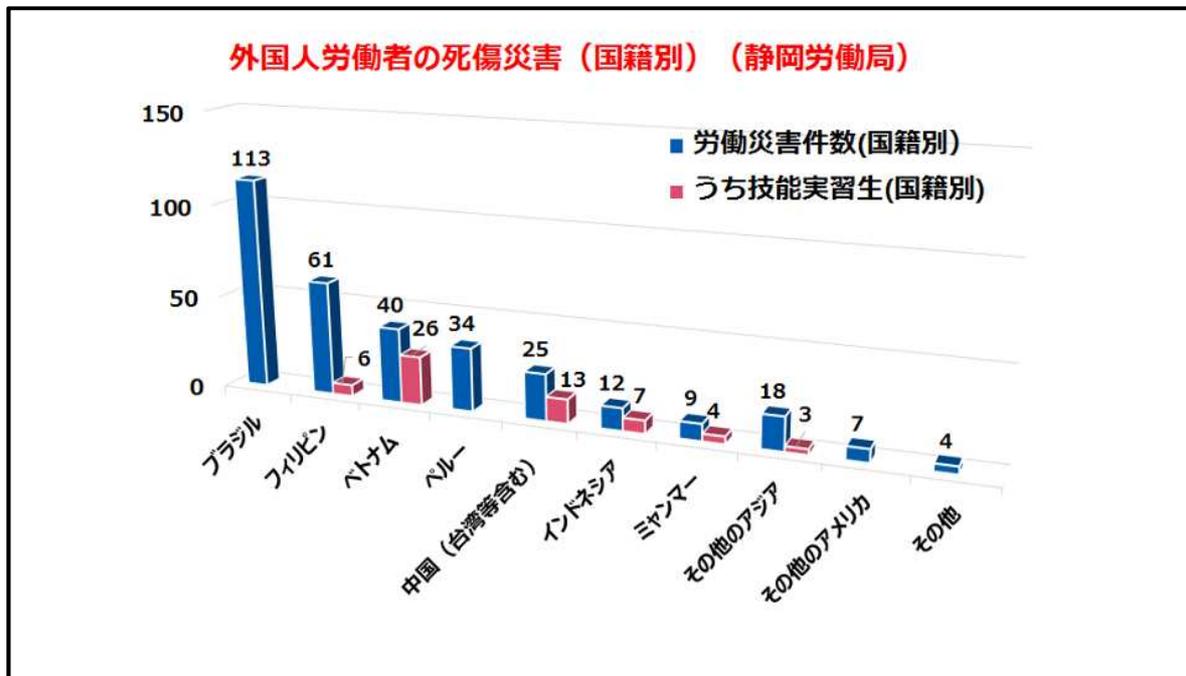


図9 資料出典：労働者死傷病報告（2021年）
（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。）

イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性

死傷災害の増加については、

労働災害発生率（死傷年千人率）が高い 60 歳以上の高年齢労働者が増加していること

特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること

安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業者において労働災害が多く発生していること。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること

その他、直近の労働災害の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化やこれに伴うデリバリーサービスや宅配需要の増加の影響等、様々な要因が考えられる。

上記の に関しては、全年齢に占める 60 歳以上の高年齢労働者の割合は、右肩上がり増加しており、全国における令和 3 年のデータでは約 2 割となっている。また、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により被災確率が高く、その結果、令和 3 年の 60 歳以上の高年齢労働者の休業 4 日以上死傷者数の全年齢に占める割合は 25% を超えているほか、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっている。このため、高年齢労働者が安心して働ける環境づくりが必要である。

上記の に関しては、労働者の作業行動に起因する労働災害の防止方を追求し、取組を促進することが必要である。

上記の に関しては、産業構造の変化に伴う労働移動、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一時的な雇用調整や飲食業等におけるサービス内容の変更に伴い、新たな業務に不慣れな労働者が増加していることが死傷災害増加の要因とも考えられる。全国における年齢別・経験期間別死傷年千人率を見ても、経験年数が 1 年未満の労働者は、経験年数が 1 年以上の労働者に比べて高く、特に 50～59 歳の年齢階層で見た場合は 3 倍近い差が出ている。これらの状況に鑑みれば、第三次産業等、労働者が増加している又は労働者の入れ替わりが頻繁である業種において、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。

一方で、例えば、全国における 2018（平成 30）年の労働安全衛生調査（実態調査）によれば、安全衛生管理の水準が低下したと答えた卸業及び小売業の事業場において、その低下の理由については「経営環境の悪化で、安全衛生に十分な人員・予算を割けない（29.0%）」、「正社員以外の労働者が増えたため、管理が難しくなっている（28.7%）」となっている。

また、2017（平成29）年の労働安全衛生調査（実態調査）によれば、卸業及び小売業の事業場において正社員以外（派遣労働者を除く。）の労働者を過去1年間における安全衛生活動に参加させた割合は6割（59.0%）にとどまり、その理由として、危険な作業に従事していないことその他、「安全衛生活動を特に実施していない（17.5%）」、「勤務中に作業以外の活動を行わせる余裕がない（17.5%）」、「勤務時間帯、曜日がばらばらのため（16.7%）」となっている。

このように厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況がある。さらに、企業・事業場においては、世界的な原油価格高騰や物流コストの上昇、消費者・利用者へのサービス向上等の観点から、製造、物流等において少人数でより効率的・効果的に、短納期で業務を実施・処理することが求められていることも労働災害増加の要因の一つと考えられる。

しかしながら、いかなる経営状況であろうと安全衛生対策に真摯に取り組む必要があることは、言うまでもない。

さらに、自社の人材を「コスト」ではなく、「資本」として捉え、安全衛生対策も含む教育や労働環境の整備として投資を行い、事業者と労働者が共に成長し価値を生み出すとの人的資本の考え方に照らせば、上記に掲げられる管理の煩雑さ等が安全衛生対策に取り組まない理由にはならない。

安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保の観点からもプラスになるとの理解が進めば、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが期待できる。

また、上記 に関して、特に物流に関しては、コロナ渦における外出自粛による宅配便取扱個数の増加等の影響もあり、陸上貨物運送事業における労働災害が増加しており、荷役作業中等の「墜落・転落」が全数の約3割を占め、最多となっている。荷役作業の際の墜落・転落災害防止対策の強化をはじめ、荷役作業の実態を踏まえた安全衛生対策の強化が必要である。

（3）労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

ア メンタルヘルス対策関連

令和3年「労働安全衛生調査（実態調査）（特別集計）」によれば、静岡県内においてメンタルヘルス対策に取り組んでいる割合については、労働者数50人以上の事業場では取組率が96.8%である。

一方、労働者数10～49人の事業場の取組率は56.1%となっており、小規模事業場において、メンタルヘルス対策への取組が伸び悩んでいる。

また、同調査の個別の項目では、ストレスチェックの実施率についても、労働者数50人以上の事業場では92.7%である一方、実施義務のない労働者数10～49人の事業場については27.3%の実施にとどまっている。

さらに、静岡県内の過去 5 年間の精神障害による労災請求件数及び認定件数は、令和 2 年度の請求件数 66 件、認定件数 27 件が請求、認定とも過去最多となったが、それ以降は、わずかではあるが、減少傾向にある。

精神障害による請求件数・認定件数の推移は、2017（平成 30）年度 38 件・12 件、2018（令和元）年度 47 件・19 件、2019（令和 2）年度 66 件・27 件、2020（令和 3）年度 52 件、13 件、2021（令和 4）年度（12 月までの暫定値）48 件・18 件である。

なお、労働者数 50 人未満の事業場においてメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由については、「令和 2 年度労働安全衛生調査（実態調査）」によれば、該当する労働者がいない（44.0%）、取組方が分からない（33.8%）、専門スタッフがいない（26.3%）となっており、小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の取組支援が引き続き必要となっている。

イ 過重労働防止対策関係

過重労働の防止については、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）及び関係法令の施行等により、各種の取組が進められたところであるが、そうした取組が進められている中でも、働き過ぎによって尊い生命が失われるなど痛ましい事態が今もなお後を絶たない状況にある。

「過労死等防止対策推進法」（平成 26 年法律第 100 号）により、令和 3 年 7 月 30 日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、対策をより一層推進する必要がある。

具体的には、全国集計では、週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は、緩やかに減少している（令和 3 年：8.8%（全国）（労働力調査））ものの、依然として、過重労働により、脳・心臓疾患を発症したとして労災認定される事案が発生しており、引き続き、時間外・休日労働時間を削減する必要がある。

休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間

また、年次有給休暇の取得率は、増加傾向にある（令和 3 年：58.3%（全国）（就労条件総合調査））が、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。

さらに、勤務間インターバル制度を導入している企業の割合も、同様に、増加傾向にある（令和 4 年：5.8%（全国）（就労条件総合調査））が、引き続き、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題は、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、テレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

さらに、産業医の選任義務のない労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携なども含め、こうした小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

労働力人口における通院者の割合が増加を続ける（平成 31 年：36.8%（全国）（国民生活基礎調査））一方で、治療と仕事を両立できる取組（通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討、両立支援に関する制度の整備等）を行っている事業場の割合は 41.1%（全国）（令和 3 年度労働安全衛生調査（実態調査））であり、事業場規模が小さい程、その取組の割合も小さい。

疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

（４）化学物質等による健康障害等の現状と対策の方向性

全国において、化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が年間約 500 件発生しており、減少が見られない。

業種別には、製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も多い。

また、特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、これら化学物質による労働災害全体の 8 割を占めている。

一方で、事業場の化学物質対策の取組状況について、危険性又は有害性等を有するとされる化学物質全てについて、ラベル表示、SDS 交付、リスクアセスメントを実施している割合が、令和 3 年「労働安全衛生調査」（全国）において、それぞれ 69.9%、77.9%、66.2%となっている。

静岡県内の同種災害の発生状況を見ると、2017（平成 30）年 26 件、2018（平成 31）年 38 件、2019（令和元）年 44 件、2020（令和 2）年 27 件、2021

(令和3)年18件、2022(令和4)年26件となっており、静岡労働局内においても、毎年一定数の災害が発生している。

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制について、今後施行を迎えるが、その定着が必要となっている。

リスクアセスメント対象物に、国によるGHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)分類により、危険性・有害性が確認されたすべての物質が順次追加される(令和6年4月1日施行)等、関係法令の改正に伴い、GHS分類によるラベル表示、SDS交付によるリスクアセスメント実施、その低減措置等実施、関係労働者への周知及び化学物質管理責任者等の選任等、化学物質管理を確実に実施していく必要がある。

また、2030(令和12)年頃には、国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

じん肺所見が認められる労働者は、全国的には減少しているが、静岡県内における2018(平成30)年から2022(令和4)年のじん肺新規有所見労働者数は10件となっており、依然として発生している。

さらに、熱中症については、全国で毎年20人以上の死亡災害が発生しており、静岡県内における熱中症の過去5年間の死亡者数は、2018(平成30)年2件、2019(令和元)年0件、2020(令和2)年2件、2021(令和3)年1件、2022(令和4)年0件となっている。

また、騒音性難聴の全国の労災認定件数については、長期的に減少しているものの、依然として年間約300件となっている。

これら職業性疾病の予防対策についても更なる取組の推進が必要である。

(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むよう、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。そのための具体的な方策として、

- ・ 「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等」など人的資本への投資の可視化による事業者自らの情報開示と当該情報に基づく第三者の評価
- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者を国が認定する取組等を通じて、官民・民間の商取引などでもこれら事業者が優先的に選ばれる社会的理解の醸成

などが考えられる。

このほか、中小事業者が様々な事情を抱える中で、自社の安全衛生対策に優先して取り組むためには、安全衛生対策に掛かる費用を助成すること等は有効と考えられる。また、新規に事業を立ち上げる者に対して本計画の内容を教示すること、発注者等において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないこと、そして契約時等における安全衛生対策経費を確保することが必要と考えられる。

また、大学等の労働者の安全衛生管理の一環として、学生に対しても安全衛生教育を促進し、労働安全衛生に対するリテラシーを持たせることで、卒業生は、事業場における自発的な安全衛生対策の推進に貢献することが期待される。

加えて、国や安全衛生の指導を行う安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行うときに、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・ 他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
- ・ エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・ DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
- ・ 安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット

などを説明することも有効であると考えられる。

3 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害等防止対策の推進

4 重点事項ごとの具体的取組

(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 安全対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として、主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・ 国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

(イ)(ア)の達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。
また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る必要がある(2(5)参照)。
- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFE コンソーシアム」のみならず、「健康経営認定制度」など既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。
その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者などが周知先となるよう、その周知方法についても工夫する。
- ・ 業務の発注者となり得る者に対して、取引先において安全衛生に取り組むことの必要性の理解とその実現のための具体的な留意事項についての効果的な周知方法を研究し、その成果を踏まえ、当該留意事項に係る内容の周知を図る。
- ・ 中小事業者の安全衛生対策に取り組む意欲を喚起する一助として、安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリットや安全衛生に取り組まないことにより生じ得る損失について、本省が調査を行うため、その研究の成果を広く周知する。
- ・ 事業者の具体的な取組に繋がるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・ 労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。
- ・ 引き続き災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。

- ・ 労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図る。
併せて、中小企業診断士等と連携し、事業場の多様なニーズに応じたワンストップの支援を行うことができるよう、専門家間の連携についても検討する。
- ・ 産業医科大学等と連携した産業保健分野の人材育成の推進、関連情報の収集及び情報発信を行う。

イ 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請や記載内容の充実等に取り組む。
- ・ 静岡労働局が実施する各種アンケートに協力する。

(イ)(ア)の達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 改修予定の「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」の利用を促進し、電子申請の普及に努める。
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構等が発信する、災害発生要因等の安全衛生に関する研究成果等の情報を労働災害防止の施策に活用し、それらに基づく機動的な労働災害防止対策を立案する。

ウ 労働安全衛生における DX の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ デジタル技術や、AIやウェアラブル端末等の新技術を活用し、効率的・効果的な安全衛生活動及び危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・ 健康診断情報等の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、個人情報に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。
- ・ 労働安全衛生法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

(イ)(ア)の達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ デジタル技術や、AIやウェアラブル端末等の新技術の事例収集を行い、これらの技術の安全衛生分野における普及促進に努める。
- ・ 事業主健診情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、そうした取組が必ずしも進んでいない事業場に対し、事業主健診情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進を支援する。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 転倒及び腰痛等の行動災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。

- ・ 転倒災害防止のため、滑りやつまずき等を防ぐよう、床面の段差の解消や清掃及び整理整頓などの取組を徹底する。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日付け基発0618第1号。以下「職場における腰痛予防対策指針」という。)を参考に、介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入をはじめ、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。
- ・ 筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・ 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・ 「静岡県(小売業・介護施設)SAFE協議会」で決定する労働災害防止のための取組目標を実行する。
- ・ 「SAFEコンソーシアム」へ加盟し、従業員の幸せのための安全アクションを推進する。

イ アの達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 取組の動機付けとなるよう、行動災害による経済的損失の「見える化」を図るとともに、行動災害防止の取組が生産性の向上等経営上のメリットにも繋がることを広く周知する。
- ・ 「静岡県(小売業・介護施設)SAFE協議会」の枠組みにおいて、地方公共団体等の関係団体と連携した取組を推進するとともに、好事例の展開等により安全衛生管理水準の底上げを図る。
- ・ 新たな「静岡労働局ぬかづけ運動」を展開し、転倒災害防止のための取組について周知啓発を図る。
- ・ 「ふじのくに健康づくり推進事業所宣言」等の関連施策と連携し、企業の自主的な取組を支援するとともに、労働者自身が心身の健康の維持・向上に努めるようヘルスリテラシーを高める取組を支援する。
- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の導入の促進を図る。
- ・ 骨密度・「ロコモ度」・視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法を提示・周知する。
- ・ 第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行うとともに、アプリ、動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの普及について、チェックリストの活用等により周知し取組の定着を図る。
- ・ 労働者死傷病報告、災害に対して事業者から提出された再発防止対策書及び自主点検結果等の各種資料から、分析、解析を行い、どのような再発防止対策が効果的であるか等の検討を行う。

- ・ 上記の検討結果を反映させた周知広報資料を作成し、効果的な再発防止対策について周知を図る。
- ・ このほか、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組を進める。

(3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・ 転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。(再掲)
- ・ 保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。

イ アの達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組の推進を図る。
- ・ 「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、必要な転倒災害防止対策の取組を進める。
- ・ 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づく取組の推進を図る。
- ・ 事業主健診情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組が進んでいない事業場における取組を推進するため、事業主健診情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進を支援する。

(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン(令和3年3月改定。以下「テレワークガイドライン」という。)」や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン(令和4年7月最終改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。)」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・ 外国人労働者に対し、母国語に翻訳された安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施、災害防止に関する標識、掲示、表示等の図解や母国語を用いての安全の「見える化」等対策の実施、健康管理等に取り組む。

イ アの達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインを引き続き周知する。
- ・ 副業・兼業を行う労働者向けに、自身の健康管理を適切に行えるツール（労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ）の事例紹介等を行い、当該ツールの活用促進を図る。
- ・ 労働災害等で脊髄に損傷を負った労働者に対する最新の治療の研究等の状況を確認するとともに、研究事例等を周知し、障害を有する労働者の職場復帰等の支援を促す。
- ・ 外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や外国人労働者も含めた労働者に対する安全の「見える化」のためのピクトグラム安全表示の実施等を促す。とりわけ、経験年数が3年未満の者や製造業での労働災害が多発しているため、雇入れ時の教育に準拠した手法の提示を行う等現状に即した手法を優先的に提示等する。
- ・ 外国人労働者に係る関係行政機関等とも連携し、外国人労働者の労働災害防止のための周知広報用資料の展開を行う。
- ・ 当局職業安定部主催の派遣業許可等説明会の場で、事業者等に対し、安全衛生管理に関する研修を行う。
- ・ 日本語の不自由な外国人労働者が就業制限業務等資格等を有する必要がある業務に従事させる機会のある事業者に対して、外国人向けの講習機関の情報を周知することにより、速やかに対象者に資格等を取得させ無資格就労等を原因とする労働災害の撲滅を図る。なお、対象者の速やかな資格等の取得に向け、静岡県内における外国人向けの登録教習機関の拡充も図る。

(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。

イ アの達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定に関連する省令が、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容

に改正され、令和4年4月に公布されたことから、当該省令の内容についての周知等を行う。

- ・ 労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等について検討する。

(6) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 陸上貨物運送事業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・ 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を最大5トン以上のものから2トン以上のものへの拡大、テールゲートリフターによる荷役作業の特別教育義務化といった労働安全衛生規則の改正について、周知を徹底すること。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

(イ)(ア)の達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 陸上貨物運送事業における死傷災害の約7割が荷役作業時に発生しており、トラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の取組の推進を図る。
- ・ 陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく取組の推進を図る。
- ・ 「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、転倒・腰痛災害対策の実施が事業者の責務であることに加え、経営上のメリットにも繋がることを、安全の「見える化」等により、その周知を図る。
- ・ 上記の労働安全衛生規則の改正について、周知のうえ、その履行確保を図る。
- ・ 労働災害の原因、再発対策について、詳細に分析、解析した結果を集約し、指導や周知等に生かす。

イ 建設業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・

脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。

- ・ 一側足場の使用範囲の明確化や足場の点検を行う際、点検者を指定することといった労働安全衛生規則の改正について、周知を徹底すること。
- ・ 労働者の熱中症を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号。以下「職場における熱中症予防基本対策要綱」という。)に基づく暑さ指数(WBGT値)の把握とその値に応じた措置の適切な実施の健康障害防止対策に取り組む。

(イ)(ア)の達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、墜落・転落防止に関するリスクアセスメントの実施及び足場の点検の確実な実施等墜落・転落災害防止対策の徹底を図る。
- ・ デジタル技術の活用を推進するため、デジタル技術を活用した建設施工の導入の促進を図る。
- ・ 近年、自然災害による被害の復旧工事に関連する労働災害が多数発生していることから、地震、台風、大雨等の自然災害に関連する労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 災害防止団体や地方公共団体等の発注機関との連携を密にし、各取組の展開を効果的に行う。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年12月16日法律第111号)に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・ 上記の労働安全衛生規則の改正について、周知のうえ、その履行確保を図ること。
- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。
- ・ 労働災害の原因、再発対策について、詳細に分析、解析した結果を集約し、指導や周知等に生かす。

ウ 製造業対策

(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等については、製造者(メーカー)、使用者(ユーザー)それぞれにおいて、リスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付け基発第0731001号)に基づき、使用者においてリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、

製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報の機械等の使用者への確実な提供に取り組む。

- ・ 新たに機械等を導入するときは、製造者から提供されるリスク情報に基づきリスクアセスメントを適切に実施し、必要なリスク低減措置を講じる。
- ・ 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

(イ)(ア)の達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 機械によるはさまれ・巻き込まれ災害については、機械の清掃、調整、修理等の非定常作業において、機械を停止せずに行ったり、異常停止中の機械の可動範囲に立ち入ったり、修理作業中に第三者が稼働させたりする災害が後を絶たない状態であり、これらの対策のため、必要な法定措置等の徹底を図る。
- ・ 機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止に関するリスクアセスメントの実施の定着を図る。
- ・ 労働災害の原因、再発防止対策について、詳細に分析、解析した結果を集約し、指導や周知等に生かす。
- ・ 機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

エ 林業対策

(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(令和2年1月31日付け基発0131第4号改正。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。)等に基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

なお、林業に関しては、急斜面における墜落・転落等による死亡災害等も見られることから、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」における作業地の概況の事前調査等による作業計画や車両系木材伐出機械に関する労働安全衛生規則に基づく作業計画についても、確実に実施していく必要がある。

(イ)(ア)の達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底等を図る。

また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」、「作業計画」等の周知徹底を図る。

- ・ 林野庁や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

(7) 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・ 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(イ)(ア)の達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 労働者数50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施率向上を図るための取組を推進する。
- ・ 静岡産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・ 事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援の仕組みの整備について、周知を図る。
- ・ ストレスチェックの実施や集団分析を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムを事業者を提供するとともに、その活用に向けて周知を図る。
- ・ 集団分析、職場環境改善の実施及び小規模事業場におけるストレスチェックの実施を促進するための方策を検討し、取り組む。
- ・ 健康経営(従業員等の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること)の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット(欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等)を見える化し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・ 小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・ 職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知を図り、これら対策の推進を図る。

イ 過重労働対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。
 - 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
年次有給休暇の確実な取得の促進
 - 勤務間インターバル制度の導入など「労働時間等設定改善指針」(平成 20 年厚生労働省告示第 108 号)による労働時間等の設定の改善
- ・ 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師・看護師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(イ)(ア) の達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 「過労死等防止対策推進法」(平成 26 年法律第 100 号)に基づき令和 3 年 7 月 30 日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。
 - 過重労働が疑われる事業者への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導等に、引き続き取り組む。
 - また、令和 6 年 4 月 1 日より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業、自動車運転者等について、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業・郵便業においては全業種の中で最も脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(令和 4 年 12 月 23 日厚生労働省告示第 367 号)」(令和 6 年 4 月 1 日施行)の周知、指導等に取り組む。また、医師については「医師の労働時間短縮等に関する指針」(令和 4 年厚生労働省告示第 7 号)に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。
 - 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について効果的な周知方法を検討し、事業者への周知に取り組む。
- ・ 「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」(過労死等防止調査研究センター実施)における研究成果を踏まえた業種別・職種別の防止対策の作成及び周知に取り組む。

ウ 産業保健活動の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・ 治療と仕事の両立に関して、支援が必要な労働者が申し出し易いように、労働者や管理監督者等に対する研修等による支援制度周知を進め、社内の環境整備に取り組む。
- ・ 事業者及び労働者は、医療機関や静岡産業保健総合支援センター等の支援機関の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

(イ)(ア) の達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットが見える化し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・ 企業や医療機関及び労働者本人を対象とした「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発を強化するとともに、「両立支援コーディネーター」の活動状況を把握した上で、より効果的な配置について検討し、その更なる活用を図る。
- ・ 静岡産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにより、中小企業を中心とする産業保健活動への支援を、引き続き実施する。

(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。
化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(イ)(ア) の達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 化学物質管理者講習（法定及び法定外）の本省作成テキスト等の周知による化学物質管理者等の育成支援を図る。

- ・ 業種別の特徴を捉えた中小事業者向けの化学物質管理に係る相談窓口・訪問指導・人材育成（講習会）の機会を提供する。
- ・ 労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおけるGHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の改修及び周知等の事業場における化学物質管理の支援を行う。

図 10 GHS（国連勧告「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」）による分類

 <p>【炎】</p>	可燃性／引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	 <p>【円上の炎】</p>	支燃性／酸化性ガス 酸化性液体・固体	 <p>【爆弾の爆発】</p>	爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
 <p>【腐食性】</p>	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な 損傷性	 <p>【ガスボンベ】</p>	高圧ガス	 <p>【どくろ】</p>	急性毒性 (区分1～3)
 <p>【感嘆符】</p>	急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	 <p>【環境】</p>	水生環境有害性	 <p>【健康有害性】</p>	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1, 2) 吸引性呼吸器有害性

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・ 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・ 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(イ)(ア)の達成に向けて労働局が取り組むこと

- ・ 改正石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）や最新の分析方法などの知識を提供するための周知啓発を実施する。
- ・ 石綿作業主任者及び建築物石綿含有建材調査者講習等の講習機会を十分に提供する。
- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を行う。
- ・ 解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、関係機関との連携や発注者の配慮義務にかかる周知等を図る。
- ・ 第 10 次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・ 所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う「ずい道等建設労働者健康管理システム」の利用促進を図る。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・ 労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(イ)(ア)の達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本工業規格（JIS）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導や、測定に関する支援等を行う。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 中部電力浜岡原子力発電所における放射線業務及び廃炉作業等に関わる事業者は、電離放射線障害防止規則に基づく被ばく防止の徹底を図る。
- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

(イ)(ア)の達成に向けて静岡労働局等が取り組むこと

- ・ 中部電力浜岡原子力発電所に関わる作業に対して、関係機関と連携した立入検査等を行い、被ばく防止徹底の指導を行う。
- ・ 医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。